次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくる ことによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように 行動計画を策定する

- 1. 計画期間 2024年10月1日から2029年9月30日までの5年間
- 2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得促進(年間15日以上)

(対策)

- ●2024年10月~ 毎月開催される労使協議会での有給取得フォロー実施
- ●2024年10月~ 各課・室長より有給15日以上取得への衆知と徹底 各部署毎に月初での個人有給計画策定
- ●2024年10月~ 取得実績の社内イントラネット(業務ポータル)での公開
- ●2024年10月~ 各課室長へ取得実績メール展開

目標2: 育児休暇取得率アップ 男性社員 → 1名以上(計画期間内)

女性社員 → 出産者の70%以上

(対策)

- ●2024年10月~ 育児休暇制度の社内イントラネットでの公開状況、再展開
- ●2025年 4月~ 促進に向けた職制へのパンフレットの配布
- ●2025年 4月~ 実績の把握と公開

目標3:所定外労働時間を削減する為、間接部門よりノー残業デーの設定・拡大

(対策)

- ●2024年10月~ 残業削減への間接部門業務改善の推進
- ●2024年10月~ 間接部門ノー残業デーの設定(1回/週)
- ●2024年10月~ 一部直接部門へのノー残業デー設定検討